

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	三の倉市民の里の利用料金の減免の決定		
根拠例規及び条項	多治見市三の倉市民の里の設置及び管理に関する条例(平成元年条例第3号)第14条		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成9年規則第26号)	
	基 準	公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第3条(継続使用時の減免)、第4条(一般使用時の減免)に定めるところによる。	
	設定年月日	平成9年3月31日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3～7日程度(注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3～7日	
	設定年月日	平成9年3月31日	最終変更年月日
備 考			